

これって、差押!?

# 滞納整理に 努めています

問 債権管理室 ☎(24) 8954

市税は、福祉や教育などに使われる重要な財源です。  
滞納は市民全体の不利益となります。  
厳しい姿勢で滞納整理に取り組んでいます。

◀◀ 預貯金の差押。財産調査後、予告なしで執行

## 督促状送付の10日以後、財産差し押えも



教えて!  
滞納整理

# Q&A



**Q** いつまでに納めないと差押?

**A** 「督促状」の送付後10日を過ぎても滞納が続いたら、法に基づき財産差押をしなければなりません。

督促状または当初に送付した納付書で、至急、ご納付ください。

**Q** 差押は事前に教えてくれるの?

**A** 事前連絡も本人の同意もなく、実行します。

**Q** 分割納付中でも差押するの?

**A** 分割納付は、やむを得ない事情で納期限内に納付が難しい人への一時的な措置です。財産が見つかった場合、差押をすることがあります。

**Q** 借金があって払えないよ?

**A** どの返済よりも、税金の納付が優先されます。どうしても納付できないときは、相談を。

**Q** 財産は隠してたらバレない?

**A** 財産調査や搜索をします。

滞納者の財産の調査は、法律で認められています。勤務先や金融機関は協力しなければなりません。社会的信用も失います。

令和6年度 銚子市の差押件数 約 **270** 件  
預貯金、給与、売掛金、保険契約、自動車など

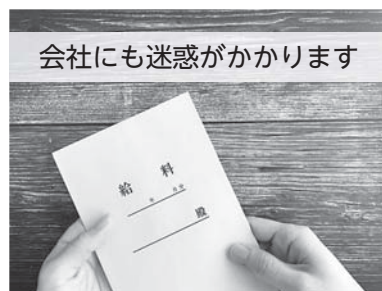


こんな財産が  
差押の対象に

▼自動車のタイヤロック



▼給与差押



会社にも迷惑がかかります



預金金利よりはるかに高い!

**滞納すると延滞金が発生します**



詳しくはこちら

## 納税に困ったら相談を

病気や失業、事業廃止など、やむを得ない理由で納付困難なときは、納期限前に、ご連絡ください。一緒に納付計画を考えましょう。

平日の日中、仕事などで相談に来られない人へ

**休日・夜間も納付相談できます**

休日 毎月第2日曜日 **9**時から**12**時まで

夜間 \ 休日の場合は翌日/  
毎月第1・3水曜日 **20**時まで

状況により開設しない場合もあります。事前にご確認ください。  
[広報ちょうしの「困ったときは、ここに相談」のページに掲載しています]



督促状の発送などにかかる費用も皆さんの貴重な税金が使われます。自主的な納付をお願いします。